

議案第72号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴い、一時的に興行場等として使用する建築物の許可の事務に係る手数料の額を定めるとともに、いわゆる住宅セーフティネット法に基づく登録事務の簡素化に伴い、当該事務に係る手数料を廃止する等の必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号を削り、同条第2項中「別表第12」を「別表第11」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1 2の項、3の項、5の項、6の項、8の項及び10の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表19の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表41の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同表42の項中「第86条の8第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同表42の4の項を同表42の6の項とし、同表42の3の項を同表42の5の項とし、同表42の2の項を同表42の4の項とし、同表42の項の次に次のように加える。

42の2 法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物の使用の許可の申請に対する審査	一時的に興行場等として使用する建築物の使用許可申請手数料	(1) 許可の期間が1月以内の場合 60,000円 (2) 許可の期間が1月を超える場合 120,000円
--	------------------------------	--

<p>42の3 法第87条の3 第6項の規定に基づ く用途を変更して一 時的に特別興行場等 として使用する建築 物の使用の許可の申 請に対する審査</p>	<p>一時的に特別興行場 等として使用する建 築物の使用許可申請 手数料</p>	<p>160,000円</p>
---	--	-----------------

別表第11を削り，別表第12を別表第11とする。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第11号を削る改正規定及び同条第2項の改正規定（「100分の108」を「100分の110」に改める部分を除く。）並びに別表第11を削り，別表第12を別表第11とする改正規定 平成31年4月1日
- (2) 第2条第2項の改正規定（「100分の108」を「100分の110」に改める部分に限る。） 平成31年10月1日